

平成24年10月24日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

平成24年(ネ)第4113号 回答義務確認請求控訴事件

(原審 東京地方裁判所平成23年(ワ)第33251号)

口頭弁論終結日 平成24年9月3日

判 決

控 訴 人

同訴訟代理人弁護士 荒 井 哲 朗
浅 井 淳 子
太 田 賢 志
佐 藤 顕 子
五 反 章 裕

東京都港区東新橋1-9-1

被 控 訴 人 ソフトバンクモバイル株式会
社

同代表者代表取締役 孫

同訴訟代理人弁護士 二 島 豊 太
岡 部 美 奈 子

主 文

1 本件訴えのうち、東京地方裁判所が同序平成23年

(ワ)第25181号損害賠償請求事件において同年9

月15日付けでした調査嘱託に係る別紙記載の嘱託事

東京高等裁判所

項について、被控訴人が東京地方裁判所に対し回答する義務があつたことの確認を求める部分（中間確認の訴え）を却下する。

- 2 控訴人のその余の控訴を棄却する。
- 3 控訴費用は控訴人の負担とする。

事実及び理由

(前注)

略語は、原判決の例による。

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、20万1000円及びこれに対する平成23年9月27日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 被控訴人は、東京地方裁判所が同庁平成23年(ワ)第25181号損害賠償請求事件について同年9月15日付けでした調査嘱託に係る別紙記載の嘱託事項について、東京地方裁判所に対し回答する義務があつたことを確認する。

第2 事案の概要

次のように補正するほかは、原判決の事実及び理由の第2に記載のとおりであるから、これを引用する。ただし、本件調査嘱託事項(1)から(3)までに関する部分に限る。

- 1 原判決2頁25行目の次に行を改めて次のように加える。
「原審は、控訴人の被控訴人が本件調査嘱託に対して回答する義務があるとの中間確認の訴えを却下し、その余の控訴人の請求を棄却した。これに対し、控訴人

が控訴した。なお、控訴人は、中間確認の訴えについて、本件調査嘱託に対し回答する義務があるとの確認を回答する義務があったとの過去の確認を求める訴えに交換的に変更した（以下、上記の交換的に変更した後の中間確認の訴えを「本件中間確認の訴え」という。後に引用する原判決においても、同様である。）。また、控訴人は、本件調査嘱託事項(4)については、控訴人の請求の原因から除外している。したがって、当審において審理及び審判の対象は、本件調査嘱託事項(1)から(3)までに関する部分に限る。」

2 原判決10頁7行目の「利益は、」の次に「自らの権利実現、利益擁護のために」を加え、12行目末尾の次に次のように加える。

「調査嘱託に対して回答すべき義務が調査嘱託を申し立てた訴訟当事者に対する義務ではないとしても、本件調査嘱託に対する回答を拒絶した行為によって、控訴人の法律上保護された利益が侵害されたことに変わりないから、被控訴人は、控訴人に対し不法行為責任を負う。」

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所は、控訴人の訴えのうち、被控訴人が本件調査嘱託に対して回答する義務があったことについて中間確認を求める部分（当審において交換的に変更した後のもの）は確認の利益がなく、その余の訴えに係る控訴人の請求も理由がないと判断する。その理由は、次のように加えるほかは、原判決の事実及び理由の第3に記載のとおりであるから、これを引用する。ただし、本件調査嘱託事項(1)から(3)までに関する部分に限る。

(1) 原判決13頁22行目の「訴訟当事者」から23行目末尾までを「訴訟当事者に対して直接負う義務とはいえないと解される。」に改める。

(2) 原判決15頁4行目の「調査嘱託書の記載自体から」の次に「個々の通信内容とは関係のない情報としての携帯電話名義人の氏名及び住所地等の報告を求めるにすぎないものであることを容易に理解することができ、」を加え、5行目の「通信に秘密」を「通信の秘密」に改める。

(3) 原判決18頁15行目の「両社」を「両者」に改め、21行目の「自然人」から23行目末尾までを次のように改める。

「証人尋問と調査嘱託とでは証拠調べの公正を確保するための規制を異にしてい
る（調査嘱託は、公正さに疑問を抱かせないような客観的な事項について調査を嘱
託し、その調査報告を証拠資料とする簡易・迅速な証拠調べであり、証人尋問のよ
うな規制は必ずしも必要ではない。）のであるから、証人尋問と調査嘱託で異なる
扱いをするということが民事訴訟法の統一的解釈を乱すことにはならない。したが
って、被控訴人の上記主張は採用することができない。」

(4) 原判決19頁17行目末尾の次に「被控訴人の指摘するドメスティック・バ
イオレンスの事例は適正な事例とはいえず、」を加える。

(5) 原判決20頁2行目から6行目までを次のように改める。

「前記のとおり、被控訴人は、本件調査嘱託事項(1)から(3)までの調査嘱託に回
答すべき義務があるのに、これをしなかった。控訴人としては、本件調査嘱託を通
じて取得できた資料を基に石川の住所を覚知するなどして有効な訴訟遂行を考えて
いたが、被控訴人からの本件調査嘱託に対する回答がなかったことにより、石川の
住所を知ることができず、結局公示送達の方法により訴訟を遂行せざるを得なかつ
た。その意味で控訴人の有効な訴訟遂行の権利が侵害されたとみる余地もある。確
かに、調査嘱託に対する嘱託先の回答義務は、前記のとおり当該調査嘱託をした裁

判所に対する公法上の義務であり、調査嘱託の職権発動を求めた訴訟当事者に対する直接的な義務ではないので、上記公法上の義務に違反したことが直ちに上記訴訟当事者に対する不法行為になるというものではない。しかし、調査嘱託の回答結果に最も利害を持つのは調査嘱託の職権発動を求めた訴訟当事者であるところ、この訴訟当事者に対しては回答義務がないという理由のみで不法行為にはならないとするのは相当ではないというべきである。したがって、調査嘱託を受けた者が、回答を求められた事項について回答すべき義務があるにもかかわらず、故意又は過失により当該義務に違反して回答しないため、調査嘱託の職権発動を求めた訴訟当事者の権利又は利益を違法に侵害して財産的損害を被らせたと評価できる場合には、不法行為が成立する場合もあると解するのが相当である。

本件調査嘱託の嘱託事項は、別紙記載のとおりである（ただし、本件調査嘱託事項(4)が除外されている。）。控訴人作成の調査嘱託申出書には、本件調査嘱託の目的が記載されている（甲3）が、本件調査嘱託においては単に本件調査嘱託事項のみが記載されているだけで、その目的の記載はない。これを受け取った被控訴人としては、本件調査嘱託の目的が判明しない以上、秘密保持等のために回答を拒否したとしてもやむを得ないと考えられる。したがって、本件調査嘱託事項(1)から(3)までについては、被控訴人に回答すべき義務があったのではあるが、上記の点からして、被控訴人の当該義務違反が故意又は過失により行われ、その結果調査嘱託の職権発動を求めた訴訟当事者の権利又は利益を違法に侵害して財産的損害を被せたとまで評価することはできない。」

2 以上によれば、本件控訴のうち、本件中間確認の訴えは不適法であるから却下し、その余の控訴は理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

なお、原判決主文第1項は、控訴人の訴えの交換的変更により、失効している。

東京高等裁判所第20民事部

裁判長裁判官 春 日 通 良

裁判官 太 田 武 聖

裁判官 一 場 康 宏

別紙

嘱託事項

携帯電話番号 [REDACTED]について、契約締結時から現在までの間の利用契約に関する下記の事項について、確認書等がある場合には同書類の写しを提示して明らかにされたい。

記

- (1) 当該携帯電話の名義人の氏名及び住所地
- (2) 電話料金請求書送付先住所地
その他住所地（変更等がある場合には変更前を含む複数の住所地）
- (3) 本件電話番号以外の連絡先電話番号（複数把握しているときには複数）

以上

これは正本である。

平成 24 年 10 月 24 日

東京高等裁判所第 20 民事部

裁判所書記官 末木 大